

日本学生野球憲章

公益財団法人 日本学生野球協会

昭和21年12月21日学生野球基準要項として制定

昭和25年1月22日学生野球憲章と改正

平成4年2月14日改正

平成22年2月24日全面改正

平成29年2月27日改正

前文

国民が等しく教育を受ける権利をもつことは憲法が保障するところであり、学生野球は、この権利を実現すべき学校教育の一環として位置づけられる。この意味で、学生野球は経済的な対価を求めず、心と身体を鍛える場である。

学生野球は、各校がそれぞれの教育理念に立つて行う教育活動の一環として展開されることを基礎として、他校との試合や大会への参加等の交流を通じて、一層普遍的な教育的意味をもつものとなる。学生野球は、地域的組織および全国規模の組織を結成して、このような交流の枠組みを作り上げてきた。

本憲章は、昭和21(1946)年の制定以来、その時々新しい諸問題に対応すべく6回の改正を経て来たが、その間、前文は一貫して制定時の姿を維持してきた。それは、この前文が、

「学生たることの自覚を基礎とし、学生たることを忘れてはわれらの学生野球は成り立ち得ない。勤勉と規律とはつねにわれらと共にあり、怠惰と放縦とに対しては不断に警戒されなければならない。元来野球はスポーツとしてそれ自身意味と価値とを持つであろう。しかし学生野球としてはそれに止まらず試合を通じてフェアの精神を体得する事、幸運にも驕らず悲運にも屈せぬ明朗強靱な情意を涵養する事、いかなる艱難をも凌ぎうる強靱な身体を鍛練する事、これこそ実にわれらの野球を導く理念でなければならない」と、全く正しい思想を表明するものであったことに負うものである。

しかし今日の学生野球がこうした精神の次元を超えた性質の諸問題に直面していることは明らかであり、今回憲章の全面的見直しが求められた所以もここにある。このような状況に対処するには、これまでの前文の理念を引き継ぎつつも、上述のように、学生野球の枠組みを学生の「教育を受ける権利」の問題として明確に捉えなおさなければならない。

本憲章はこうした認識を前提に、学生野球のあり方に関する一般的な諸原則を必要な限度で掲げて、諸関係者・諸団体の共通理解にしようとするものである。

もちろん、ここに盛られたルールของすべてが永久不変のものとは限らない。しかし学生の「教育を受ける権利」を前提とする「教育の一環としての学生野球」という基本的理解に即して作られた憲章の本質的構成部分は、学生野球関係者はもちろん、我が国社会全体からも支持され続けるであろう。

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 公益財団法人日本学生野球協会(以下「日本学生野球協会」という。)は、大学野球および

高等学校野球(以下「学生野球」という。)の組織、活動および運用の基準として日本学生野球憲章(以下「本憲章」という。)を定める。

(学生野球の基本原則)

第 2 条 学生野球における基本原則は次のとおりとする。

- ① 学生野球は、教育の一環であり、平和で民主的な人類社会の形成者として必要な資質を備えた人間の育成を目的とする。
- ② 学生野球は、友情、連帯そしてフェアプレーの精神を理念とする。
- ③ 学生野球は、法令を遵守し、健全な社会規範を尊重する。
- ④ 学生野球は、学生野球、野球部または部員を政治的あるいは商業的に利用しない。
- ⑤ 学生野球は、一切の暴力を排除し、いかなる形の差別をも認めない。
- ⑥ 学生野球は、アンチ・ドーピングの教育、啓発、対策への取り組みを推進する。
- ⑦ 学生野球は、部員の健康を維持・増進させる施策を奨励・支援し、スポーツ障害予防への取り組みを推進する。
- ⑧ 学生野球は、国、地方自治体または営利団体から独立した組織による管理・運営を理念とする。

(定義)

第 3 条 本憲章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 学生野球団体 日本学生野球協会、公益財団法人全日本大学野球連盟(以下「全日本大学野球連盟」という。)、公益財団法人日本高等学校野球連盟(以下「日本高等学校野球連盟」という。)、全日本大学野球連盟の加盟団体である各地区大学野球連盟(以下全日本大学野球連盟と各地区大学野球連盟を「大学野球連盟」という。)、日本高等学校野球連盟の加盟団体である各都道府県高等学校野球連盟(以下日本高等学校野球連盟と各都道府県高等学校野球連盟を「高等学校野球連盟」という。)をいう。
- ② 加盟校 学生野球団体に加盟する学校をいう。
 - ア 大学野球連盟に加盟できる学校は、原則として、学校教育法で定める大学とし、全日本大学野球連盟は、日本学生野球協会の承認を得て、大学野球連盟に加盟する資格および基準を定める。
 - イ 高等学校野球連盟に加盟できる学校は、原則として、学校教育法で定める高等学校とし、日本高等学校野球連盟は、日本学生野球協会の承認を得て、高等学校野球連盟に加盟する資格および基準を定める。
- ③ 野球部 加盟校において、教育活動として位置づけられた野球(大学にあっては硬式野球、高等学校にあっては硬式野球および軟式野球)を活動内容とする部をいう。
- ④ クラブチーム 加盟校の部員および同校元部員の混合チームであり、加盟校の責任の下に活動するものをいう。
- ⑤ 学生 加盟校の学生および生徒をいう。
- ⑥ 部員 加盟校の野球部に所属し、学生野球団体に登録された学生をいう。
- ⑦ 選手 試合・大会において出場登録された部員をいう。
- ⑧ 指導者 加盟校の学校長(大学の学長および高等学校の校長)ならびに野球部の部長、

監督、コーチなど野球部の指導にあたる者をいう。

- ⑨ 審判員 学生野球団体の各規則に基づき選任され、審判の任にあたる者をいう。
- ⑩ 学生野球団体の役員 学生野球団体の理事、評議員、監事などの役職者をいう。
- ⑪ 試合 野球部または野球部員が参加して行う野球競技をいう。
- ⑫ 大会 3チーム以上の野球部が複数の試合を行い、順位を競う野球競技をいう。
- ⑬ 学生野球構成員資格（以下「学生野球資格」という。）部員、クラブチーム参加者、指導者、審判員または学生野球団体の役員となるための資格をいう。
- ⑭ プロ野球選手 国を問わず、野球をすることで報酬を得ている者をいう。
- ⑮ プロ野球団体 国を問わず、プロ野球選手を組織する団体をいう。
- ⑯ プロ野球関係者 国を問わず、プロ野球団体またはその団体の連合体の役員、審判員、職員、監督、コーチ、トレーナー、スカウトなど全ての構成員をいう。
- ⑰ 元プロ野球選手 国を問わず、かつてプロ野球選手であった者であり、学生野球資格を回復していない者をいう。
- ⑱ 元プロ野球関係者 国を問わず、かつてプロ野球関係者であった者であり、学生野球資格を回復していない者をいう。
- ⑲ 審査室 日本学生野球協会が定める手続に基づき選任された審査員によって構成され、理事会および評議員会から独立した審査機関をいう。

（学生野球を行う機会の保障および部員の権利）

- 第 4 条 学生は、合理的理由なしに、部員として学生野球を行う機会を制限されることはない。
- 2 部員は、学生として教育を受ける権利が保障される。
 - 3 部員は、本憲章に基づく学生野球を行う権利を有する。

（学生野球に関わるすべての者の義務）

- 第 5 条 学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員 学生野球団体の役職員および審査員は、本憲章および関係する学生野球団体の定める規則を遵守する義務を負い、本憲章の理念に基づく学生野球の実現を目指す。

（学生野球団体の責務）

- 第 6 条 学生野球団体は、本憲章の理念に基づく学生野球を発展させることを責務とし、学生野球を組織し、試合・大会を開催する。
- 2 日本学生野球協会は、本憲章の理念に基づき、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟に対し指導・助言を行う。
 - 3 全日本大学野球連盟は各地区大学野球連盟を通じて、日本高等学校野球連盟は各都道府県高等学校野球連盟を通じて、それぞれの加盟校の野球部活動について指導・助言を行う。
 - 4 学生野球団体は、本憲章を実現するために、関係機関・団体と協力する。
 - 5 全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、本憲章を実施するため、本憲章に抵触しない範囲で、それぞれ必要な規則を定める。

(加盟校および指導者の責務)

- 第 7 条 加盟校の学校長は、本憲章に基づく加盟校の義務を遂行するための最高責任者である。
- 2 加盟校の学校長は、適任者として認めた教員から当該加盟校の部長を選任する。全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、それぞれ教員の範囲を定める。
 - 3 加盟校の学校長は、適任者として認めた者から当該加盟校の監督、コーチなど指導者を選任する。
 - 4 全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、それぞれ、加盟校の学校長が、前2項により選任した者について、必要に応じて説明を求めることができる。

第 2 章 学校教育の一環としての野球部活動

(学校教育と野球部の活動との調和)

- 第 8 条 野球部の活動は、部員の教育を受ける権利を妨げてはならず、かつ部員の健康を害するものであってはならない。
- 2 加盟校は、前項の目的を達するために、野球部の活動の時期、時間、場所、内容などについて配慮しなければならない。この場合、原則として1週間につき最低1日は野球部としての活動を行わない日を設ける。
 - 3 学生野球団体は、前2項の目的を達するために、野球部の活動の時期、時間、場所、内容などについて基準を定めるものとする。
 - 4 学生野球団体は、大会を開催するに際して、第1項の目的を達するために、大会の開催時期などに配慮をしなければならない。

(加盟校の部員への指導)

- 第 9 条 加盟校および指導者は、部員に対して、定められた教育課程を履修することを保障しなければならない。
- 2 加盟校および指導者は、部員に対して、自ら人格を磨き、他の学生から信頼を受けるよう指導しなければならない。

第 3 章 試合・大会の運営

(試合・大会実施の基本原則)

- 第 10 条 部員は、本憲章の理念に合致したものであって、次の要件を満たす試合・大会に参加することができる。
- ① 全国大会にあつては、日本学生野球協会、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟が主催するもの
 - ② 地域大会にあつては、関係する学生野球団体が主催するもの
 - ③ 国際試合・大会にあつては、日本学生野球協会、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟が、その定めに従って承認したもの
 - ④ 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟の定めに従って、当該加盟校の主催するもの

- ⑤ クラブチームの試合にあつては、当該加盟校の主催するもの
 - ⑥ 複数の加盟校から選抜された選手で構成するチーム（ピックアップチーム）の試合にあつては、日本学生野球協会の定めるところにより承認を得たもの
 - ⑦ 前6号以外の試合・大会にあつては、日本学生野球協会が本憲章の理念に合致するとして承認したもの
- 2 選手、指導者、審判員または学生野球団体の役員などの大会運営にかかわる者は、大会運営に関して報酬を受けてはならない。
 - 3 学生野球団体は、主催する試合・大会において、学生野球団体の運営経費、試合・大会に必要な経費および参加学校における体育の普及と発展に必要な経費に充当するため入場料を徴収することができる。
 - 4 日本学生野球協会は、試合・大会の運営に関する規則を定める。

（試合・大会出場選手資格）

第 11 条 全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟は、本憲章第 2 条に定める基本原理に照らして、主催する試合・大会に関する選手について、選手登録資格を定める。

第 4 章 学生野球資格と他の野球団体などとの関係

（学生野球資格）

- 第 12 条 プロ野球選手、プロ野球関係者、元プロ野球選手および元プロ野球関係者は、学生野球資格を持たない。
- 2 本憲章に基づき除名処分を受けた者は、学生野球資格を失う。
 - 3 学生野球資格を持たない者は、部員、クラブチームの構成員、指導者、審判員および学生野球団体の役員となることができない。

（学生野球資格を持たない者との関係の基本原則）

第 13 条 学生野球団体および加盟校は、日本学生野球協会の承認を受けて、学生野球の発展を目的として、次にかかげる活動を通じ、学生野球資格を持たない者（本憲章により除名処分を受けて学生野球資格を失った者を除く。）と交流することができる。

- ① 練習、試合など
 - ② 講習会、シンポジウムなど
 - ③ その他学生野球の発展に資する活動
- 2 前項の交流は、次の原則を遵守しなければならない。
 - ① 学生野球が商業的に利用されてはならないこと。
 - ② 部員、親権者またはその代理人は、プロ野球団体への入団、雇用などの契約の締結に関する交渉その他の行為について、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟が定める規則に従うこと。
 - ③ 学生野球団体、加盟校、野球部、部員、指導者、審判員または学生野球団体の役員は、学生野球資格を持たない者から交流に必要な実費以外の金品の提供を受けてはならないこと。

- ④ 学生野球団体、加盟校、野球部、部員、指導者、審判員または学生野球団体の役員は、学生野球資格を持たない者に対して交流に必要な実費以外の金品を提供してはならないこと。

(学生野球資格の回復)

第 14 条 元プロ野球選手または元プロ野球関係者は、日本学生野球協会規則で定めるところに従い、日本学生野球協会の承認を得て、学生野球資格を回復することができる。

(他の野球団体との関係)

第 15 条 部員、指導者および学生野球団体の役員は、学生野球団体または学生野球団体を構成団体とする野球団体以外の野球団体の構成員となることはできない。ただし、日本学生野球協会の承認を得た場合はこの限りではない。

第 5 章 学生野球にかかわる寄附または援助

(学生野球に関して寄附または援助を受けることに関する基本原則)

第 16 条 学生野球に対する寄附または援助は、加盟校、野球部、部員、指導者、審判員または学生野球団体の役員を政治的あるいは商業的に利用するものであってはならない。

- 2 学生野球に対する寄附または援助は、本憲章の趣旨に合致し、かつ本憲章に定めるもののみ認められる。

(学生野球団体が受ける寄附または援助)

第 17 条 学生野球団体は、学生野球の発展のために寄附または援助を受けることができる。

(加盟校が受ける寄附または援助)

第 18 条 加盟校は、学校長の管理下においてのみ、野球部の運営のための寄附または援助を受けることができる。この場合、加盟校は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 加盟校は、寄附または援助を受ける場合には、寄附者・援助者の氏名、住所、寄附または援助の内容・金額を記録しなければならない。
 - ② 加盟校は、寄附または援助を野球部の運営費のために支出しなければならない。剰余金は、学生野球の発展または学校の教育活動のために支出することができる。
- 2 加盟校は、部員および部員であった者がプロ野球団体と選手契約または雇用契約などの締結 3 を条件として、金品および経済的利益を受けてはならない。
- 3 加盟校は、前項に掲げる利益を第三者をして受けさせてはならない。

(野球部が受ける寄附または援助)

第 19 条 野球部は、学校長または野球部長の管理下においてのみ、野球部の運営のための寄附または援助を受けることができる。この場合、野球部は前条に定める諸事項を遵守しなければならない。

(加盟校または野球部の報告義務)

第 20 条 学生野球団体は、本憲章の施行に必要と認める場合は、加盟校または野球部に対して、寄附または援助の内容・金額および用途に関し報告を求めることができる。

(部員が野球に関して援助を受けることに関する基本原則)

第 21 条 部員は、野球部に現に在籍しているか否かを問わず、部員であることまたは学生野球を行うことに対する援助、対価または試合や大会の成績によって得られる褒賞としての金品を受け取ってはならない。ただし、日本学生野球協会が認めたものはこの限りではない。

- 2 部員は、次に定めるものを除き、加盟校から経済的な特典を受けてはならない。
 - ① 奨学金制度に基づく金品の貸与または支給
 - ② 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟が定める基準に基づく、入学および在籍に必要な費用の一部または全部の免除
- 3 部員、親権者またはその代理人は、プロ野球団体と選手契約または雇用契約などを将来締結することを条件として、金品および経済的利益を受けてはならない。
- 4 部員、親権者またはその代理人は、前 3 項に掲げる利益を第三者を通して受けさせてはならない。

(指導者が野球に関して対価を受けることに関する基本原則)

第 22 条 指導者は、当該加盟校の教職員の給与に準じた社会的相当性の範囲を超える給与・報酬を得てはならない。ただし、野球を指導するための交通費、宿泊費などの経費についてはこの限りではない。

- 2 指導者は、部員および部員であった者がプロ野球団体と選手契約または雇用契約などを締結することを条件として、金品および経済的利益を受けてはならない。
- 3 指導者は、前 2 項に掲げる利益を第三者を通して受けさせてはならない。

第 6 章 学生野球と野球以外の活動

(野球以外の活動に関与する基本原則)

第 23 条 学生野球団体、加盟校、野球部、部員、指導者、審判員または学生野球団体の役員は、学生野球に関与している事実を示して、公益的活動に協力することができる。ただし、営利団体が主催するものについては全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟の承認を得なければならない。

- 2 加盟校、野球部、部員、指導者、審判員または学生野球団体の役員は、前項の活動に対して、報酬を得てはならない。

(新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版などに関与する基本原則)

第 24 条 加盟校、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版などの野球に関する報道に協力することができる。

- 2 加盟校、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、学生野球に関与

している事実を示して、新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版などに関与する場合には、報酬を得てはならない。

- 3 加盟校、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、報道目的以外の取材に対し、学生野球に関与している事実を示して、新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版などに関与する場合には、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟の承認を得なければならない。

(新聞・通信、テレビ・ラジオ、出版に関する権利)

第 25 条 学生野球団体が、自己の主催する試合・大会に関わる新聞・通信記事、テレビ・ラジオの放送、出版物(以下「記事、放送、出版物」という。)について許諾を与えた場合には、加盟校、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、当該試合・大会に関わって、その名称、氏名、肖像、映像など一切の情報および予め提供された個人情報

- 2 学生野球団体が、前項の記事、放送、出版物の再利用を許諾する場合については前項を準用する。

第 7 章 注意・厳重注意および処分

(注意・厳重注意)

第 26 条 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、本憲章に基づく学生野球を 実現するために、学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員が 本憲章に違反する行為(学生野球の基本原理に違反する行為を含む。以下同じ。)をした場合には、注意または厳重注意をすることができる。

- 2 注意および厳重注意は書面をもって行う。
- 3 厳重注意の場合には、それを受ける者から改善計画書を提出させる。
- 4 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、注意または厳重注意に付随して必要な指導をすることができる。
- 5 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、注意または厳重注意を行ったときには、すみやかに日本学生野球協会に対して報告をする。
- 6 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟は、注意および厳重注意に関する規則を定めるものとする。

(日本学生野球憲章違反に対する処分)

第 27 条 日本学生野球協会は、学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員が本憲章に違反する行為をし、または前条の注意または厳重注意にしたがわな

- 2 日本学生野球協会は、部員または指導者が、本憲章に違反する行為をした場合には、当該加盟校の野球部に対しても処分をすることができる。
- 3 日本学生野球協会は、加盟校を設置する法人の役員または前項以外の教職員、応援団も

しくはその他学校関係者が、本憲章に違反する行為をした場合には、当該加盟校の指導者または野球部に対して処分をすることができる。

- 4 日本学生野球協会は、必要と認めるときは、処分に付随して指導をすることができる。
- 5 日本学生野球協会は、処分後の被処分者の情状を考慮して、処分の内容を解除変更することができる。

(処分の種類)

第 28 条 処分は、次の各号に掲げるものとし、それぞれの意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 謹慎 処分対象者が個人の場合であって、野球部活動にかかわることの禁止
- ② 対外試合禁止 処分対象者が野球部の場合であって、対外試合への参加の禁止
- ③ 登録抹消・登録資格喪失 処分対象者が個人、野球部または学生野球団体であって、学生野球団体へ登録をしている者については登録を抹消し、処分対象者が未登録の場合には、登録資格の喪失
- ④ 除名 処分対象者が個人であって、学生野球資格の喪失

(処分の手続)

第 29 条 日本学生野球協会は、独立、公正、中立な組織である審査室をして処分に関して審査決定を行わせる。

- 2 処分対象となった学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、迅速な手続を保障される。
- 3 処分対象者は、弁明し、弁明を証明するための証拠を提出する機会が与えられるなど、自己の権利を守るための適正な手続が保障される。
- 4 本憲章の定めた手続により処分がなされるまでは、学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員は、本憲章に違反したことを理由とした不利益な扱いを受けない。
- 5 処分に関する手続は日本学生野球協会規則で定める。

第 8 章 学生野球団体の決定および日本学生野球協会の処分等に対する不服申立

(学生野球団体の決定、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟の注意・嚴重注意に対する不服申立)

第 30 条 学生野球団体が行った決定(競技中になされる審判員の判定を除く。)および全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟が行った注意または嚴重注意により不利益を受けた者は、当該決定等に対して、学生野球団体の定めた規則に従い不服申立ができる。

- 2 前項の不服申立に対する学生野球団体の決定に不服がある場合には、不服を申立てた者は日本スポーツ仲裁機構に対して当該学生野球団体が行った決定の取り消しを求めて仲裁の申立ができる。

(審査室の処分決定および日本学生野球協会の決定に対する不服申立)

第 31 条 審査室の処分決定を受けた者は、当該処分決定に対して、日本学生野球協会が定めた規則に従い審査室に不服申立ができる。

- 2 前項の不服申立に対する審査室の決定になお不服がある場合には、不服を申立てた者は日本スポーツ仲裁機構に対して前項の審査室の行った決定の取り消しを求めて仲裁の申立ができる。

第 9 章 憲章の解釈と改正手続

(日本学生野球憲章の解釈)

第 32 条 本憲章の解釈に関して疑義を生じたときは、会長がこれを決定する。

(日本学生野球憲章の改正)

第 33 条 本憲章は、日本学生野球協会理事会の提案に基づき、評議員会の議決によらなければ、これを改正することができない。

- 2 この議決には、総評議員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

附 則

(施行日)

第 1 条 本憲章は平成22(2010)年 4 月 1 日より施行する。

(経過措置)

第 2 条 本憲章 7 章および第 8 章の規定の内、注意、嚴重注意、処分および不服申立の手続きに関するものは、本憲章の施行前に生じた事案にも適用する。

昭和21年12月21日学生野球基準要項として制定

昭和25年 1 月22日日本学生野球憲章と改正

昭和38年 2 月11日改正

昭和40年 2 月 6 日改正

昭和46年 2 月13日改正

昭和53年 2 月22日改正

昭和54年 7 月12日改正

平成 4 年 2 月14日改正

平成22(2010)年 2 月24日全面改正

平成29(2017)年 2 月27日改正

以上

公益財団法人日本学生野球協会（定款）

昭和28年2月12日施行 昭和54年7月12日現行改正

平成24年4月1日公益財団法人に移行

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 この法人は、公益財団法人日本学生野球協会と称する。

（事務所）

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

第 2 章 目的及び事業

（目的）

第 3 条 この法人は、日本学生野球憲章に基づき、学生野球の健全な発達に寄与することを目的とする。

（事業）

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生野球の普及、振興、指導及び監督
- (2) 学生野球大会その他の試合の開催及び協力
- (3) 学生野球に関する調査及び研究
- (4) 学生野球選手、部員等のスポーツ外傷予防及び健康増進
- (5) 学生野球に関する講習会・研究会の開催
- (6) 学生野球を通じた国際交流及び国際相互理解の推進
- (7) 学生野球に関する関係諸団体との協力及び提携
- (8) その他この法人の目的の達成に必要な事項

2. 前項第 1 号の事業は日本全国、第 2 号から第 8 号までの事業は本邦及び海外において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

（基本財産）

第 5 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2. 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
3. その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
4. 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しよう

とするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年12月31日をもって終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 役員及び評議員の名簿
- (3) 役員及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 9 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 4 章 評議員

(評議員)

第 10 条 この法人に評議員16名以上19名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従って、評議員会において行う。

2. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ つぎに掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3. 評議員は、この法人又はその子法人の理事若しくは監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3. 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでの間、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 13 条 評議員は、無報酬とする。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 2 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、評議員の互選で定める。

(決議)

- 第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
 3. 理事又は監事の選任に関する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 前項の議事録には、議長及び当該評議員会に出席した評議員の中から選任された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第 6 章 役員等

(役員の設定)

- 第 21 条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事 15名以上18名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
2. 理事のうち1名を会長とし、3名以内を副会長とする。
 3. 会長以外の理事のうち6名以内を常務理事とする。
 4. 第2項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する代表理事とし、第3項の常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。
 5. 副会長は、会長を補佐するものとする。

(役員を選任)

- 第 22 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
2. 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行

し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3. 会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 役員は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでの間、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第27条 役員は、無報酬とする。

(名誉会長)

第28条 この法人に、任意の機関として、名誉会長を置くことができる。

2. 名誉会長は、若干名とし、理事会の推薦により会長が委嘱する。
3. 名誉会長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散（定款の変更）

(定款の変更)

第 35 条 この定款は、評議員会の議決によって変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第11条についても適用する。

(解散)

第 36 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 37 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 38 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 39 条 この法人の公告は、電子公告によって行う。

2. 事故その他止むを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の会長は、八田 英二とする。
4. この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

前田 一男	穉山 幹夫	後藤 忠彦	大竹 榮	工藤 房雄	高本 登
太田 紘一	和泉 健守	杉中 豊	堀江 隆	赤井 淳二	武井 克時
池端 修	山口 雅生	荒井 邦夫	鈴木 勝夫	中本 尚	吉川 芳登
山田 清志					

審 査 室 規 定

公益財団法人 日本学生野球協会

昭和23年 3 月 1 日施行

昭和54年 7 月12日 現行改正

第 1 条 審査室は、審査員をもってこれを組織し、日本学生野球憲章に特に定める事項を除くほか、公益財団法人日本学生野球協会寄附行為第24条に定める事項を審議し、又は同条の定めるところにより、その意見を答申し、若しくは建議する。

第 2 条 部長、監督、コーチ、選手若しくは部員、野球部又は応援団若しくはその団員について日本学生野球憲章第20条、第21条第 1 項但し書及び同条第 2 項の規定に該当する事実があると認められるときは、大学野球の場合にあっては、公益財団法人全日本大学野球連盟が、高等学校野球の場合にあっては、公益財団法人日本高等学校野球連盟が、その事実を調査し調査報告書を作成してこれにその意見を付し、審査室事務局に、これを提出して事件を具申しなければならない。

②審査室事務局は、前項の規定にかかわらず、前項の事実があると認めるときは、公益財団法人全日本大学野球連盟又は公益財団法人日本高等学校野球連盟に事件を具申させることができる。前項の規定はこの場合の手続きについて、これを準用する。

③審査室事務局は、前 2 項による事件の具申があったときは、これを会長に通知し、及び審査室に報告する。

④第 1 項の事実があると認められる場合において、第 1 項に定める手続によるいとまがないときは、公益財団法人全日本大学野球連盟又は公益財団法人日本高等学校野球連盟は、その事実について適当な応急措置をすることができる。又、この場合において、第 2 項に定める手続によるいとまがないときは、審査室事務局は、公益財団法人全日本大学野球連盟又は公益財団法人日本高等学校野球連盟に、その事実について適当な応急措置をさせることができる。

⑤公益財団法人全日本大学野球連盟又は公益財団法人日本高等学校野球連盟は、前項に定める応急措置をしたときは、すみやかに、その内容及び結果を文書をもって審査室事務局に申述しなければならない。第 3 項の規定は、この場合の手続きについて、これを準用する。

第 3 条 審査室は、会長が必要と認めたとき又は審査員 4 人以上の請求があったときに、会長がこれを招集する。

第 4 条 審査室に審査室長を置き、審査室の議事を整理する。

②審査室長は、審査員の互選によって、これを定め、その任期を 2 年とする。但し、再選を妨げない。

③審査室長事故あるときは審査員の互選によって審査室長の職務を代行する者を定める。

第 5 条 審査室の議事は公開しない。

②審査室の議事は、審査員の過半数を以ってこれを決する。可否同数のときは審査室長がこれを決する。

第 6 条 会長、事務局長及び事務局員は審査室の議事に加わって、その意見を述べることができる。

但し表決の数に加わることはできない。

②審査室は、必要あるときは、理事又は連盟役員の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

第 7 条 審査室の決定は、審査室長がこれを審査報告書に記載し、出席審査員がこれに署名して、その正確を期する。

②審査報告書には少数意見を記入しなければならない。

第 8 条 審査室長は、前条の審査報告書を、その作成後すみやかに、会長に送付しなければならない。

②会長は、前項の審査報告書に基づいてのみ、日本学生野球憲章第20条、第21条第1項但し書又は同条第2項の処置をすることができる。

③前項の処置は、様式第1号により、その処置を受ける部長、監督、コーチ、選手若しくは部員又は野球部にこれを通知するものとする。

④会長は、第2項の処置をしたときは、これに関係がある公益財団法人全日本大学野球連盟及び地区大学野球連盟又は公益財団法人日本高等学校野球連盟及び都道府県高等学校野球連盟にその旨を通知しなければならない。又部長、監督、コーチ、選手又は部員に対する処置についてはその者の所属する野球部にもその旨を通知しなければならない。

第 9 条 会長は、審査室の議を経て、前条第2項の処置を解除することができる。

②前項の解除は、様式第2号により、その解除を受ける部長、監督、コーチ、選手若しくは部員又は野球部にこれを通知するものとする。

③前条第4項の規定は、第1項の解除の場合についてこれを準備する。

第 10 条 審査室は、審査手続に関する細則を定めることができる。

第 11 条 日本学生野球協会に審査室事務局を置く。

②審査室事務局は、事務局長及び事務局員を以て組織する。

③事務局長は、日本学生野球協会副会長の中から会長がこれを指名する。

④事務局員は、公益財団法人全日本大学野球連盟及び公益財団法人日本高等学校野球連盟より選出されたそれぞれ2名以内の理事を以てこれに充てる。

第 12 条 理事会は、審査室の承認を経てこの規定を変更することができる。

公益財団法人 日本高等学校野球連盟（定款）

平成24年4月1日施行（第1版）
平成24年6月22日改訂（第2版）
平成27年3月20日改訂（第3版）
平成30年5月16日改訂（第4版）

【日本高等学校野球連盟寄付行為として施行】

財団法人日本高等学校野球連盟

昭和38年8月6日	施行	昭和43年11月21日	一部変更認可
昭和44年10月20日	一部変更認可	昭和52年2月1日	住居表示変更
平成2年7月4日	会館名称変更認可	平成6年7月16日	事業追加認可
平成13年1月4日	名誉会長設置		公益法人基準指針に伴う変更認可

第 1 章 総 則

（名称）

第 1 条 この法人は、公益財団法人日本高等学校野球連盟と称する。

（事務所）

第 2 条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市西区に置く。
2. この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

（目的）

第 3 条 この法人は、日本学生野球憲章に基づき、高等学校野球の健全な発達に寄与することを目的とする。

（事業）

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高等学校野球の普及、振興、指導及び監督
- (2) 高等学校野球大会その他の試合の開催及び協力
- (3) 高等学校野球に関する調査及び研究
- (4) 高等学校野球選手、部員等のスポーツ外傷予防及び健康増進
- (5) 高等学校野球に関する講習会・研究会の開催
- (6) 高等学校野球を通じた国際交流及び国際相互理解の推進
- (7) 高等学校野球に関する関係諸団体との協力及び提携
- (8) 就学前児童、小学生、中学生に対する野球の普及、振興
- (9) 小学校、中学校野球選手、部員等のスポーツ障害予防及び健康増進

- (10) 小学校、中学校野球に関する関係諸団体との協力及び提携
 - (11) その他この法人の目的の達成に必要な事業
2. 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第 3 章 加盟団体

(加盟団体)

- 第 5 条 この法人は、学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）に規定する次の学校によって組織せられた各都道府県高等学校野球連盟をこの法人の加盟団体とする。
- (1) 学校教育法第6章に規定された高等学校
 - (2) 学校教育法第7章に規定された中等教育学校
 - (3) 学校教育法第8章に規定された特別支援学校
 - (4) 学校教育法第10章に規定された高等専門学校
 - (5) 学校教育法第12章第134条に定められた各種学校のうち、日本国内に居住する外国人を専ら対象とする学校
2. 前項の加盟団体から、別途定める加盟団体規程に従い、加盟金として会費を徴収する。

第 4 章 資産及び会計

(基本財産)

- 第 6 条 この法人の基本財産は以下の通りとする。
- (1) 土地（大阪府大阪市西区江戸堀一丁目22番25号中沢佐伯記念野球会館敷地）
 - (2) 土地（大阪府大阪市西区江戸堀一丁目22番21号中沢佐伯記念野球会館別館敷地）
2. 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

- 第 7 条 この法人の事業年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月28日（閏年の場合は2月29日）をもって終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第 8 条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第 9 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第1号及び第2号の書類についてはその内容を定時評議員

会に報告し、第3号から第6号までの書類については理事会の承認を受けた上で、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
2. 前項第1号、第3号、第4号及び第6号までの書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 役員及び評議員の名簿
 - (3) 役員及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第10条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

（寄付金ならびに加盟金の使途）

第11条 寄付及び加盟金については、公益目的事業以外に50%以内使用することが出来る。

第5章 評議員

（評議員）

第12条 この法人に評議員48名以上60名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
3. 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでの間、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第15条 評議員に対して、各年度の総額が2,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別

に定める「役員等の報酬ならびに費用に関する規程」に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 6 章 評 議 員 会

(構成)

第 16 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 17 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、業務執行理事たる副会長又は常務理事が評議員会を招集する。

2. 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
3. 評議員会の招集は、評議員会開催の日の 5 日前までに評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の通知を発するものとする。
4. 前項に関わらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 20 条 評議員会の議長は、評議員の互選で定める。

(決議)

第 21 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事の選任に関する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 前項の議事録には、議長及び当該評議員会に出席した評議員の中から選任された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第 7 章 役員等

(役員の設定)

第 23 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 30名以上35名以内
 - (2) 監事 3名以内
2. 理事のうち1名を会長とする。4名以内を副会長とし、会長を補佐する。
 3. 会長以外の理事のうち8名以内を常務理事とする。
 4. 第2項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する代表理事とする。
 5. 会長以外の全理事の中から、理事会の決議によって指名された8名以内の理事を同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 24 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 会長、副会長、常務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行し、第23条第5項に規定する理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3. 会長及び第23条第5項に規定する理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以

上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする

2. 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 役員は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでの間、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 29 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める「役員等の報酬ならびに費用に関する規程」に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(名誉会長及び顧問)

第 30 条 この法人に、任意の機関として、以下のものを置く。

- (1) 名誉会長 若干名
- (2) 顧問 若干名
2. 名誉会長は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
3. 名誉会長は、理事会に出席して意見を述べることができる。
4. 顧問は、この法人の発展に関し功労のあった者の中から、理事会の推薦により会長が委嘱する。
5. 顧問は、この法人の運営に関する重要な事項について、会長及び理事会の諮問に応じて意見を述べるることができる。

第 8 章 理 事 会

(構成)

第 31 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、常務理事及び業務執行理事の選定・指名及び解職

(招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
3. 会長は理事又は法令の定めるところにより監事から、理事会の目的である事項を示して請求があったときは、その請求のあった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知を発しなければならない。
4. 理事会の招集は、理事会の目的たる事項、日時及び場所を示した書面又は電磁的方法をもって、開催日の5日前までに理事にあらかじめ通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議事録には、出席した会長及び監事がこれに記名押印する。

第 9 章 各 種 委 員 会

(各種委員会)

第 37 条 この法人には、理事会の決議を経て各種委員会を設けることができる。

2. 各種委員会の名称、委員、その他必要な事項は、理事会が別に定める。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、評議員会の議決によって変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 13 条についても適用する。

(解散)

第 39 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 40 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の会長は、奥島 孝康とする。

4. この法人の最初の業務執行理事は、次に掲げる者とする。

越智 隆弘 大林 三千男 高山 武久 西岡 宏堂
相澤 孝行 赤井 淳二 山口 雅生 竹中 雅彦

日本高等学校野球連盟軟式部委員会規約

- 1 当連盟内に軟式部委員会を設け高等学校軟式野球の正常な進歩発展を計る。
- 2 軟式部委員会はその目的達成のため高等学校軟式野球部に関する企画立案をなし、当連盟理事会の承認を得て後これを実行に移す。
- 3 軟式部委員会は下記の委員を以て組織する。
 - イ. 近畿地区を除く 8 地区支部より各 1 名宛選出せられたもの 8 名
 - ロ. 近畿の 2 府 4 県より推薦されたもの 若干名
 - ハ. 学識経験者中より会長の指名したもの 若干名
- 4 軟式部委員会は毎年春秋 2 回の定時委員会を開催する外、会長が必要と認めた時は臨時に委員会を開く。
- 5 軟式部委員会は会長が招集して議長となる。
- 6 会長は委員中より常任委員を委嘱して常時会務を処理せしめる。
- 7 委員の任期は 2 ヶ年とするも重任を妨げない。
- 8 補欠委員は前任者の残任期間とする。
- 9 委員はその任期が満了しても後任者の決定するまではその職務を有するものとする。

通信制高等学校野球部の加盟審査基準内規

(昭和45年 5 月 25 日施行)

通信制高等学校野球部の加盟については当該都道府県高等学校野球連盟を通じて日本高等学校野球連盟の承認を得なければならない。

- 1 当該都道府県高等学校野球連盟がその学校が加盟した後も十分な指導、監督の責任が持てるものに限る。
- 2 その学校は 1 都道府県内に在住する生徒を対象とし、学校を代表する 1 つの野球部として活動しているものに限る。
- 3 その学校の野球部は学校長が指導者としてふさわしいと認めた野球部長、監督の責任の下に活動しているものに限る。
- 4 高校野球は教育の一環として行っている建前から、その目的達成および指導者が選手、部員を掌握、指導するためにはシーズン中全員が集まって週 2 回以上の活動が出来るものに限る。ただし、これ以上に 1 チームが集団に分かれて各々に練習を行う場合、各集団ごとに責任者が指導にあたることとする。

アマチュア問答集

公益財団法人 日本学生野球協会

平成17年2月25日改正

学生野球は教育の一環として学校が認めた野球であるため、これによって得た名声を利用したり、広告、宣伝に使われたりして、学生野球の本義を逸脱してはならない。ここにアマチュア問題などの主なものを問答形式で掲載して、日本学生野球憲章の徹底を期したい。

(プロ、アマ関係)

問1 プロ球団とアマチームが同一球場で同日試合をしてもよいか。

答) かまいません。現に東京六大学、東都大学両連盟では神宮球場で学生野球優先で入替申合書を交換してリーグ戦中にプロ野球と併用が行われております。

問2 球場の新改装こけら落としなどの催し物としてプロ球団と同一日に試合をしてもよいか。

答) 許可を必要とします。(主催者の区分を明確にすること)

問3 野球以外のプロスポーツ競技者または芸能人などと試合ができるか。

答) できません。

問4 退部届或いは志望届を提出したドラフト指名待ちの選手や指名を受けた選手が母校(大学、高校を問わない)の部員と一緒にトレーニングができるか。

答) プロ球団と契約しても翌年1月中旬から始まる合同トレーニング等に参加するまではかまいません。

問5 雑誌、新聞等に掲載される目的でプロ野球選手やその他プロスポーツ競技者と写真撮影したらどうなるか。

答) 違反となります。

問6 元プロ選手と紙上対談やテレビ番組で対談をしてよいか。

答) 指導者に限って記者クラブに登録されている元プロ野球選手で、その対談内容が純然たるスポーツ番組やニュース番組に限り許可制で認める場合がある。

問7 母校を背景としたOB会や同窓会などの行事に元プロ関係者が参加した場合の取材ができますか。

答) OB会や同窓会が主催した行事ならかまいませんが、テレビ局等の企画ではいけません。

問8 プロ球団にアマの球場を貸してよいか。

答) 差し支えありません。

問9 プロ球団のグラウンドでアマが練習してよいか。

答) 差し支えありません。

問10 プロ球団のキャンプで練習の手伝いができるか。

答) 大学に限り当該校の申請により許可を必要とします。

問11 部員がプロ野球の試合でアルバイトとしてボールボーイ、バットボーイをしてもかまわないか。

答) 球場管理者が所属連盟を通じて依頼したものについては差し支えありません。

問12 プロ球団よりボールとか用具(名前入り)をもらって使用してもよいか。

答) 連盟が受け取り加盟校に配布する場合は差し支えありません。ただしOBが個人の資格で母校に寄付したものならかまいません。

問13 現在のアマ復帰資格審査は、いつの日までにプロを退団した者がとれるのか。

答) 昭和33年12月31日までに最終球団を退団し、社会人か軟式の一方いずれかのアマ資格を取得している者に限り特別審査をします。

問14 社会人、軟式でアマ資格をもっている学生のアマ資格をとる必要があるか

答) とる必要があります。

問15 プロ野球選手の資格を持つのは契約日か、意志を表示した時か

答) 日本学生野球憲章第15条2-2の定めに従って決まります。

問16 プロ球団との入団交渉で部長、監督が関与できる範囲はどこまでか。

答) ドラフト会議で指名権確定後のプロ球団との入団交渉の席に当該校野球部指導者が同席しても差し支えありません。いわゆる進路指導の範囲内で指導者の関与を認めるもので、金銭交渉や飲食を伴う場には参加できません。なお、交渉の場所を学校もしくはそれ以外の場所とするかは制限しません。

問17 学校の野球部の雑誌にOBのプロ野球選手を載せてよいか

答) かまいません。

問18 学生のアマチュア資格をとっていないプロ野球団退団者を受け入れた社会人チームと試合や練習をすることができますか。

答) 日本野球連盟の承認を受け、本協会に届出を終了している社会人チームであれば試合や練習をすることができますが、高校野球ではその者を除いた場合に限り試合や練習をすることができます。

問19 元プロ野球選手が国籍の関係で他国でアマになっている場合、その本人が所属するチームと試合することができるか。

答) その国でアマと認めている時は試合して差し支えありません。

問20 部員が映画やドラマのエキストラとして出演できますか。

答) できません。

問21 野球以外のプロ競技者の扱いはどうなるのか。

答) プロ野球選手と同様です。ただし野球以外のプロ競技者とトレーニングをする場合は許可を必要とします。

問22 プロのテストを受けた者は、合否にかかわらず進学して上級学校の野球部に入れるか。

答) 契約をしていなければ進学して野球部員として活動できます。

問23 元プロ野球選手でアマ資格のない者が学生野球のテレビ放送の解説ができるか。

答) できません。

問24 元プロ野球選手がアマ資格取得後にまたプロに入り、退団して再びアマ資格を申請できるか。

答) できません。

問25 プロ球団が学生野球のテレビ放送のスポンサーになれるか。

答) なれません。

問26 母校を背景としたアマのOB同士の軟式、硬式試合にはプロ関係者及び元プロ関係者が参加できるか。

答) 現役のプロ関係者は参加できませんが、元プロ関係者は参加できます。

問27 前記の試合に学生チームの現役の部長、監督や各連盟、協会の役員が参加できるか。

答) 許可を受ければ参加できます。

問28 現役の野球部員を交えたOBとの混合チームにプロ関係者及び元プロ関係者が参加できるか。

答) 参加できません。

問29 元プロ関係者を交えたOB同士の軟式、硬式試合に現役の野球部員が手伝いできる

答) 差し支えありません。

問30 プロ関係者の範囲はどこまでか。

答) プロ球団のオーナー、球団職員、監督、コーチ、トレーナー（常勤）選手、スカウト

などの球団関係者やコミッショナー、コミッショナー事務局員、セ・パ連盟会長、連盟職員、審判、公式記録員などプロ野球に関係しているもの全てを指します。

問31 指導者、役員を対象とした連盟主催の研修会やシンポジウムでプロ関係者を講師として依頼できますか。

答) 日本学生野球協会審査室の許可を受ければかまいません。

問32 野球部の指導者が、教え子であるプロ野球選手の後援会の発起人を頼まれた。引き受けてもよいか。

答) いけません。

(アマチュア違反)

問33 アマチュア違反によりアマ資格を失った場合、復帰できますか

答) 日本学生野球協会審査室の審査が必要です。

問34 テレビ、舞台にユニフォームを着て出演してよいか。

答) グラウンドや学校の施設以外ではいけません。

問35 テレビ、ラジオに出演した時、司会者が芸能人(プロ)の時はよいか。

答) いけません。

問36 野球部関係者がクイズ、のど自慢等の視聴者参加番組に出演してもよいか。

答) いけません。

問37 議員の選挙運動の際に野球部指導者が応援演説をしたり、部員が支援のアルバイトをしてもよいか。

答) いけません。

問38 単行本を出版して著者が野球部関係(アマ)の肩書をつけてよいか。

答) いけません。

問39 野球部関係者が書籍の広告について表紙、帯に名前を使用してよいか。

答) アマ野球の肩書以外のかまいません。

問40 新聞、雑誌の広告に野球部員として掲載されてよいか。

答) いけません。

問41 新聞、雑誌に掲載される記事(写真)で特定企業の製品を推奨してもよいか。

答) いけません。

問42 商業行為に直接結びつく行為に関与や協力ができますか。

答) できません。(優勝記念セールなど)

問43 新聞、雑誌に署名入りで寄稿したり、中継放送で解説したりする場合、アマ野球の肩書を使用したり、自筆サインをしたり、報酬を受けとってよいか。

答) かまいません。

問44 指導者の講演可能な対象はどこまでか。

答) 他校生徒、教職員会合、他スポーツ団体、企業の新入社員、同幹部社員を対象に開くセミナーなどはいずれもかまいませんが営利目的や企業の販促活動などはいけません。

問45 講演で交通費、宿泊費以外に報酬または金品を受けてよいか。

答) 法外な金品を受け取ってははいけません。

問46 野球部後援者(部長、監督、コーチ等当事者も含む)宅で下宿した場合の経費免除はよいか。

答) いけません。

問47 学校の制度として野球部員であることを理由とした授業料、生活費の免除(特待生制度)及び奨学金制度などはどうなるのか。

答) いけません。 ※この項目は、当面運用上適用しないこととする。

問48 学校の制度として全学生を対象とした特待生制度及び奨学金制度において奨学金などを受けるときはどうか。(全学生と同条件、同資格の上で)

答) 野球部員であるという理由でなければかまいません。

問49 スポーツ選手を対象とした推薦入学制度はどうか。

答) かまいません。ただし、高校では野球に関する実技テストはできません。

(寄付金)

問50 プロ野球選手(OB)から野球部母校に寄付金をもらってよいか。

答) 個人の立場としてならば差し支えありません。

問51 諸大会などに出場する際、寄付金が集められているが、野球部としてはどうすればよいか。

答) 学校指導のもと、適切な金額によるものでなければなりません。

問52 大会出場時に、特定の運動具店から企業名入りの用具の寄贈を受けたり、借用してもよいか。

答) いけません。用具に限らず企業から商品の無償提供を受けることもいけません。

問53 大会出場に際し、プロ球団から祝いの金品を受けとってよいか。

答) いけません。

問54 試合がテレビ、ラジオで中継された場合に助成金を受取れるか。

答) 主催者が受取るのはかまいません。

問55 招待試合で招かれた場合、交通費、宿泊費以外に金品を受けることはよいか。(直接経費ではないもの)

答) 必要経費と認められるもの以外はいけません。

(その他)

問56 地方遠征の際、主催者の制限はありますか。

答) 大学においては日本学生野球憲章第12条の規定に従って下さい。

問57 応援団の起こした不祥事の責任が、野球部にまで及ぶ場合がありますか。

答) 試合の進行を妨げたり、試合前後に自校や相手校の関係者に危害を加えるようなことがあれば野球部の責任となります。

問58 応援団の小道具に表示できる団体の制限はどこまでか。

答) 学校、校友会、野球部後援会名義だけで個人名はいけません。

問59 応援団の小道具に具体的な品名等を表示してよいか。

答) 物品のPR活動をしたり、無償提供を受けたりしてはいけません。

問60 大会などで優勝予想の広告を出してよいか。

答) 予想するようなものは、学生野球の精神に反するもので許可できません。主催者が自ら行う場合もいけません。

問61 新入生の公式試合出場時は入学式以後か、それとも入学手続を完了した時か。

答) 大学は入学手続を完了した時、高校は入学式を終了した後です。